

平成27年度から令和2年度入学の第3年次編入学生の履修に関する特例措置

〔令和3年3月26日〕
教務委員会決定

第1 この特例措置は、鹿屋体育大学編入学規則(平成11年規則第6号)第8条第2項に基づき、編入学生の履修について定める。

第2 編入学生の履修については、鹿屋体育大学体育学部の教育課程及び教育方法等に関する規程(平成26年規程第2号)第3条(以下「令和3年度以降の教育課程」)、令和2年度以前の入学生の鹿屋体育大学体育学部の教育課程及び履修方法等に関する規程(令和3年規程第10号)第3条(以下「令和2年度以前の教育課程」)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

第3 平成28年度以降入学の編入学生は、平成26年度以降の教育課程における一般科目、専門科目及び専攻科目のうちから62単位を修得しなければならない。

- ① 大学、短期大学または高等専門学校卒業の編入学生及び大学に2年以上在学し62単位以上修得した編入学生は、別表1のとおり履修するものとする。
- ② 専門学校修了の編入学生は、別表2のとおり履修するものとする。

第4 入学前の既修得科目の状況によっては、履修科目を指定する場合がある。

第5 教員免許状の取得を新たに希望する者は、本学の定める教科に関する科目、教職に関する科目及び教科または教職に関する科目をすべて履修しなければならない。ただし、二種免許状取得者に関しては、この限りではない。

2 前項に定めるもののほか、教員免許状取得に関し必要な事項は「体育学部履修要項」に示す。

附 則

1 この特例措置は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3関係）

科目区分		摘 要	履修要件	最低修得単位数	左記以外に修得しなければならない単位数
専門科目	基礎科目	基礎科目 A・B の中から 6 科目以上を選択し、履修すること。	選択	1 2	アスリート・コーチング系 武道系 11～12 生涯スポーツ系 17 ※修得した教職科目（教職及び専門）は、4 単位まで、算入することができます。
	応用科目	応用科目の中から選択し、履修すること。	選択	4	
	実験演習科目	「体育学実験 I」は、必修とする。	必修	2	
	関連実技科目	関連実技科目の中から選択し、履修すること。	選択	4	
	ゼミナール（卒業研究）	「ゼミナールⅡ、Ⅲ」及び「卒業研究」は、必修とする。	必修	1 4	
専攻科目	専修科目 指導実践科目	①「スポーツ指導実践概論」は必修とする。	必修	アスリート、武道系 14～15 生涯スポーツ系 9	
		②スポーツ総合課程は、「アスリート・コーチング系」、「生涯スポーツ系」の2系から選択し、武道課程は「武道系」を2年間履修すること。	選択		
		③選択した系の「スポーツ指導実習」を必修とする。	選択		
合 計				6 2	

別表2（第3関係）

科目区分		摘 要	履修要件	最低修得単位数	左記以外に修得しなければならない単位数
一般科目		英語（英語Ⅱ、英語コミュニケーションⅡ、上級英語、上級英語コミュニケーション）の中から1科目以上選択し、履修すること。	選択	2	6 *外国人留学生のための授業科目を除く。
専門科目	基礎科目	基礎科目 A・B の中から 6 科目以上を選択し、履修すること。	選択	1 2	※ アスリート・コーチング系 武道系 3～4 生涯スポーツ系 9 ※修得した教職科目（教職及び専門）は、4 単位まで、算入することができます。
	応用科目	応用科目の中から選択し、履修すること。	選択	4	
	実験演習科目	「体育学実験 I」は、必修とする。	必修	2	
	関連実技科目	関連実技科目の中から選択し、履修すること。	選択	4	
	ゼミナール（卒業研究）	「ゼミナールⅡ、Ⅲ」及び「卒業研究」は、必修とする。	必修	1 4	
専攻科目	専修科目 指導実践科目	①「スポーツ指導実践概論」は必修とする。	必修	アスリート、武道系 14～15 生涯スポーツ系 9	
		②スポーツ総合課程は、「アスリート・コーチング系」、「生涯スポーツ系」の2系から選択し、武道課程は「武道系」を2年間履修すること。	選択		
		③選択した系の「スポーツ指導実習」を必修とする。	選択		
合 計				6 2	

注1：専攻科目の各系の修得要件は以下のとおりとする。

◆スポーツ総合課程は、『アスリート・コーチング系』、『生涯スポーツ系』から選択し、次のとおり修得しなければなりません。※（ ）は単位数。

●「アスリート・コーチング系」を選択した場合：

1. 「競技スポーツ論・実習Ⅱ、Ⅲ」（各6単位、合計12単位）を修得しなければなりません。

なお、「競技スポーツ論・実習Ⅱ、Ⅲ」は、同一の科目を履修すること。

2. ①令和3年度以降に「競技スポーツ論・実習Ⅱ」を履修する者は、専修科目に係る卒業要件である12単位の単位修得の条件を満たすために、代替として応用科目から2単位以上を修得しなければなりません。

②令和3年度以降に「競技スポーツ論・実習Ⅲ」を履修する者は、専修科目に係る卒業要件である12単位の単位修得の条件を満たすために、代替として応用科目から2単位以上を修得しなければなりません。

なお、履修する応用科目は、指導を受けるゼミナール指導教員の研究領域に応じて、専門科目の応用科目のうち、スポーツ・武道実践科学領域、スポーツ生命科学領域またはスポーツ人文・応用社会科学領域のいずれかの領域に係る科目から2単位以上を修得しなければならない。なお、ゼミナール指導教員の研究領域は、所属する系に対応し、次に掲げる各号のとおりとする。

(1) スポーツ・武道実践科学系に所属する教員の研究領域：スポーツ・武道実践科学領域

(2) スポーツ生命科学系に所属する教員の研究領域：スポーツ生命科学領域

(3) スポーツ人文・応用社会科学系に所属する教員の研究領域：スポーツ人文・応用社会科学

3. 「スポーツ指導実践概論」（1）は、必修とします。

4. 「競技スポーツ論・実習Ⅱ」を修得した上で、「スポーツコーチ実習」（1～2）を修得しなければなりません。

●「生涯スポーツ系」を選択した場合：

1. 「レジャー・レクリエーション論」（2）、または「施設・用具・プログラム論」（2）または「生涯スポーツ論・演習Ⅰ」（2）のうち1科目（2）以上を修得しなければなりません。

2. 「スポーツ指導実践概論」（1）は、必修とします。

3. 「生涯スポーツ論・演習Ⅱ、Ⅲ」（各2単位、合計4単位）を修得しなければなりません。

なお、「生涯スポーツ論・演習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」は、同一の科目を履修すること。

（例）コミュニティ・マネジメント論Ⅰ→コミュニティ・マネジメント論Ⅱ→コミュニティ・マネジメント論Ⅲ

4. 「生涯スポーツ論・演習Ⅱ」を修得した上で、「生涯スポーツ指導実習」（2）を修得しなければなりません。

◆武道課程は、『武道系』を選択し、次のとおり修得しなければなりません。

※（ ）は単位数

●「武道系」

1. 「専修武道論・実習Ⅱ、Ⅲ」（各6単位、合計12単位）を修得しなければなりません。

なお、「専修武道論・実習Ⅱ、Ⅲ」は、同一の科目を履修すること。

2. 「スポーツ指導実践概論」（1）は、必修とします。

3. 「専修武道論・実習Ⅱ」を修得した上で、「武道指導実習」（1～2）を修得しなければなりません。